

公園への雪の搬入にあたってのルール

1 降雪前に行うべき事項

- (1) 地域内の住民に対して、本ルールの遵守を周知すること。
- (2) 冬期間の公園内の事故や遊具等施設の破損を未然に防ぐため、当別町建設水道部建設課と協議し、雪を堆積すべきではない区域(遊具や外柵周辺など)を決定する。
- (3) 冬期間使用前に公園の現況を把握すること。

2 降雪期に行うべき事項

- (1) 公園の使用状況を確認するため、定期的にパトロールを実施すること。
パトロールは月1回以上とし、写真を撮り、建設課へ提出すること。
- (2) 公園への搬入は、人力もしくは家庭用の小型除雪機とする。
- (3) 搬入の際に利用するスロープは町内会管理とし、町の除排雪にて破損した場合は町内会で再設置すること
- (4) ルールの遵守に努め、万が一違反している者がいた場合には、指導すること。

【参考】搬入可能：人力・小型除雪機 搬入不可：重機（人が乗り込む小型除雪機以上のサイズ）



3 融雪期に行うべき事項

- (1) 公園施設の破損の有無を確認し、破損があった場合当別町建設水道部建設課に連絡とともに、簡易な補修で対応可能なものについては補修を実施すること。

4 その他

大雪等により大幅に融雪が遅れる場合、雪割等ご協力をお願いする場合があります。